

庄川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 下流部扇状地には、主要都市高岡市等があり、JR北陸本線等の基幹交通施設が集中し交通の要衝にもなっている
- ・ 沿川河岸段丘には、世界遺産白川郷、五箇山等の合掌造り集落が存在
- ・ 流域内は、白山国立公園、3つの県立公園、及び4つの県定公園が存在する等豊かな自然を有し、水質も良好
- ・ 県内一の穀倉地帯を支える他、発電等様々な水利用がある
- ・ 流域の地質、年平均降水量

(流域の自然環境)

- ・ 上流部はブナ、ナラ等の原生林による山林地が大半
- ・ 中流部は白山国立公園や県定公園である「庄川峡」等の渓谷美が存在
- ・ 下流部（山付部）は深い峡谷が続き、天然河岸にはサイカチ等、露岩部にはツメレンゲ等が、清澄な水質によりイワナ、ヤマメ等が見られる
- ・ 下流部（扇状地部）は流路が網状に蛇行して流れ、砂礫河原が広がる水辺にカワラサイコ等の植物群落があり、鳥類ではコチドリ等、魚類ではアユ、アカザ等が見られ、低木林やミクリ等の抽水植物に囲まれた池等の湧水箇所においてはイチモンジタナゴ、トミヨ等の魚類が見られる
- ・ 下流部（河口・新川開削部）は高水敷と低水路が明確に分かれ、高水敷ではチガヤ、水際ではヨシといった植物群落が発達し、鳥類ではシロチドリ、コアジサシ等、魚類ではヌマチチブ等が見られる

(水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 承応2年（1653年）、前田利長の菩提寺瑞龍寺を守るため柳瀬普請とよばれる水防工事を実施
- ・ 寛文10年（1670年）から正徳4年（1714年）までの45年をかけて、庄川の流れを一つにする工事（松川除）を実施

- ・ 明治 16 年から内務省直轄工事を実施
- ・ 明治 29 年 7 月洪水を契機に、明治 33 年河川法適用河川に認定、大門地点における計画高水流量を 3,600m³/s とし、川幅の拡幅、小矢部川との河口分離と併せて流路保護のため水制（木工沈床）を設置し、大正元年に完成
- ・ 90 年以上経過した現在も新川開削部の低水路幅は安定し、河口部においては中小洪水時に砂州がフラッシュされ河口閉塞は生じていない
- ・ 昭和 9 年 7 月洪水による甚大な被害を受け、昭和 15 年に庄地点における計画高水流量を 4,500m³/s とし、同年から直轄事業に着手
- ・ 昭和 18 年から昭和 34 年にかけてタワーエクスキャベーターによる大規模な河床掘削を実施し、天井川を解消
- ・ 昭和 41 年に一級河川の指定を受け、工事実施基本計画を策定
- ・ 昭和 62 年 3 月に流域の社会的、経済的發展に鑑み、雄神地点における基本高水流量を 6,500m³/s、計画高水流量を 5,800m³/s に改定
- ・ 現在、堤防の断面不足解消のための築堤と、水衝部対策を実施
- ・ 平成 5 年から利賀ダム建設に着手
- ・ 平成 16 年 10 月洪水では、大門地点において観測史上最大流量を記録

（河川環境の整備と保全）

- ・ 庄川の美しく清らかな流れを次世代に継承するため、河川環境管理基本計画を平成元年に策定

（河川水の利用）

- ・ 農業用水として約 15,600ha のかんがいに利用
- ・ 合口ダムでの取水により、発電用水（約 135m³/s）、農業用水（約 69m³/s）、上水道（約 0.6m³/s）に利用
- ・ 上水道用水として、砺波市、射水市、南砺市が利用
- ・ 工業用水として、富山市、高岡市、射水市の企業が利用
- ・ 発電用水として、小牧発電所をはじめとする 28 箇所総最大出力約 100 万 kw を発電
- ・ その他、道路の消雪用水等として利用
- ・ 雄神地点における 1/10 濁水流量は 5.66m³/s

（水質）

- ・ 水質は全川に渡り環境基準値を満足

（河川の利用）

- ・ 沿川には桜づつみや河川公園等が整備され、スポーツ、散策、釣り等に利用され、特にアユは全国的に有名
- ・ 歴史的治水、利水施設が多く存在し、治水事業や水利用の歴史、役割を学ぶ場となっている

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・ 治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・ 水源から河口まで一貫した計画
- ・ 健全な水循環、物質循環系の構築を図るための、流域一体となった取り組み
- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう維持管理を適切に実施
- ・ 総合的な土砂管理の観点から、土砂移動に関する調査、研究を継続的に実施し、安定した河道の維持に努める

ア. 災害の発生防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・ 洪水調節施設により洪水調節を行うものとし、新たな洪水調節施設を整備するほか、既存施設の有効活用を図る
- ・ 河川改修においては、砂利採取規制等により河道が概ね安定している現状を維持するとともに、河川環境にも配慮しながら、堤防強化、河道掘削により河積を拡大
- ・ 堤防が砂礫で構成されている箇所では、漏水対策や堤防強化を図る
- ・ 急流河川対策として、水衝部に護岸等を整備
- ・ 人口、資産が集積する本川下流部の整備の進捗を踏まえつつ、上下流バランスを考慮した水系一貫の河川整備
- ・ 内水被害の恐れの高い地域においては、必要に応じ内水対策を実施

(河川管理施設の管理、ソフト対策等)

- ・ 河川管理施設の機能を確保するため、施設管理の高度化、効率化
- ・ 河道内樹木については、洪水位への影響を十分把握し、河川環境の保全に配慮しながら適正な管理を実施
- ・ 超過洪水等に対する被害の軽減対策を実施
- ・ 現存する霞堤機能を十分把握し、適切に維持、保全
- ・ 情報伝達体制の充実等、総合的な被害軽減対策を推進

イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

- ・ 新たな補給施設の整備、広域的かつ合理的な水利用の促進など、関係機関と連携して必要な流量を確保
- ・ 渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供等の体制整備を関係機関等と連携して推進

ウ. 河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・流域の人々との関わりを考慮しつつ、庄川の良好な水質及び河川景観を保全し、豊かな自然環境を次世代に継承
- ・空間管理をはじめとした河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努める
- ・河川工事等により河川環境に影響を与える場合、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努める
- ・地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進

(動植物の生息地、生育地の保全)

- ・砂州が卓越する河川としての特徴を踏まえ、多様な動植物の生息、生育環境の保全に努める
- ・アユ等の産卵、遡上、降下環境として、連続した瀬、淵を保全
- ・イチモンジタナゴ、トミヨ等が生息する池やワンドの湧水環境を保全

(良好な景観の維持、形成)

- ・清らかで豊かな流れ、広い石河原等庄川特有の河川景観を維持、保全

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・自然環境との調和を図りつつ、適正な河川の利用に努める
- ・水辺空間や河川利用に関する多様なニーズを踏まえ、地域と水辺の一体化を目指した整備と保全に努める

(水質)

- ・下水道等の関連事業や関係機関との連携、調整、地域住民との連携を図りながら、良好な水質の維持に努める

(河川敷地の占用及び工作物の設置、管理)

- ・動植物の生育・生息環境の保全、景観の保全に配慮し、治水、利水、環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・環境に関する調査研究やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図る
- ・住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進

2. 河川の整備の基本となるべき事項

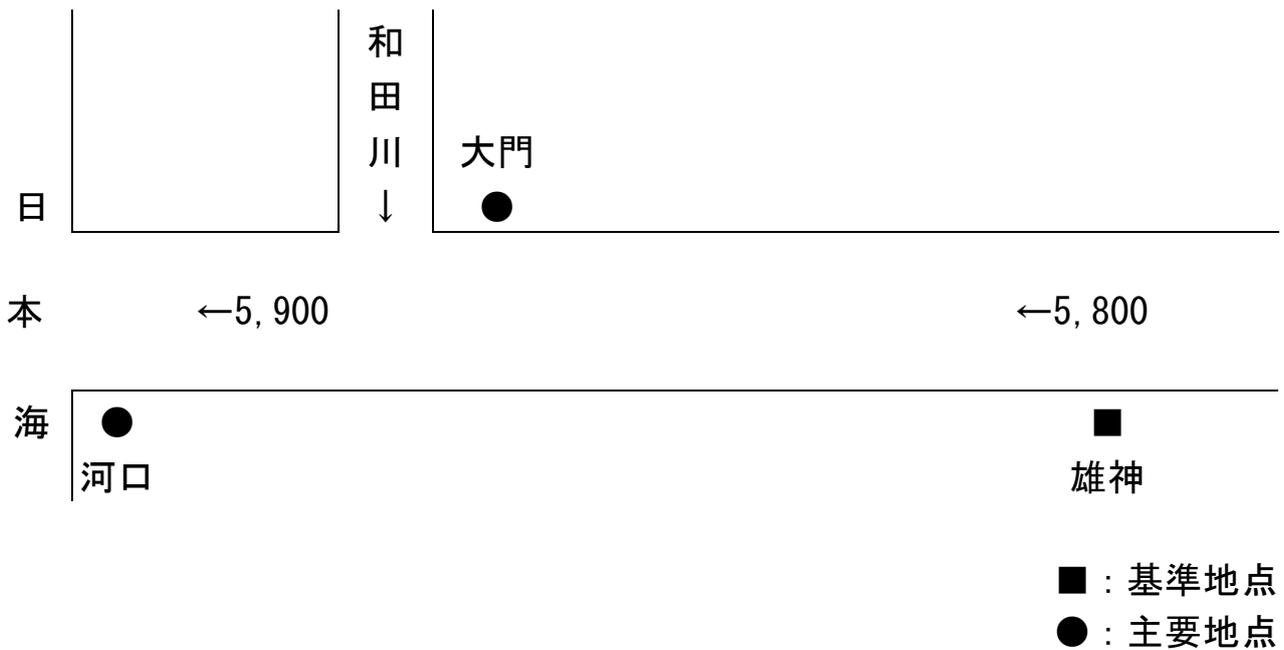
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
庄川	雄神	6,500	700	5,800

(2) 主要な地点における計画高水流量

庄川計画高水流量図 (単位: m^3/s)



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	※河口からの距離(km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)
庄川	雄神	25.4	98.43	200
	大門	6.8	9.53	440
	河口	0.0	2.59	420

注) T. P. : 東京湾中等潮位
※基点からの距離

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

- ・庄川用水合口ダム地点（取水後）において概ね $8.4\text{m}^3/\text{s}$